

ない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ大阪社会保険事務局長の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の議決及び評議員会の同意を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 会長は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に、事業状況報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等を作成し、監事の監査を経て、理事会及び評議員会の認定に付さなければならない。

(長期借入金)

第12条 この法人の資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ大阪社会保険事務局長の承認を得なければならない。

(特別会計)

第13条 国等からの委託事業は特別会計とする。

2. 特別会計に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会 員

(会 員)